

水防法・土砂災害防止法が改正されます

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に公布されました。これにより、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」「土砂災害防止法」が改正されます。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となります。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域】



【土砂災害警戒区域】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

(社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

(学校)

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校(高等課程を置くもの) 等

(医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載いたしますので、計画作成の参考としてください。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

要配慮者利用施設に係る水防法, 土砂法上の義務等

【水防法第15条1項四号ロ】【土砂法第8条1項4号】

浸水想定区域等内にある要配慮者利用施設で, 利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

→ 市町村地域防災計画への名称, 所在地の記載

市町村が水防法等による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】【土砂法第8条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設

→ 施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 1,5及び6項】【土砂法第8条の2 1項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は, 以下の義務を負う

- ・避難確保計画の作成(義務)
- ・訓練の実施(義務)
- ・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2項及び7項】【土砂法第8条の2 2項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は, 以下の義務を負う

- ・避難確保計画の市町村への報告
- ・自衛水防組織を設置した場合, 構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3項】【土砂法第8条の2 3項及び4項】

市町村長は, 計画が未作成で必要と認められるとき, 以下の行為ができる。

- ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
- ・指示に従わなかったときには, その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる

市町村防災担当課 連絡先

市町村	防災担当課	N T T	
		電話番号	F A X 番号
水戸市	防災・危機管理課	029-232-9152	029-233-0523
日立市	生活安全課	0294-22-3287	0294-21-7000
土浦市	総務課危機管理室	029-826-1111	029-822-9252
古河市	消防防災課	0280-92-3111	0280-92-3088
石岡市	防災対策課	0299-23-1111	0299-22-3684
結城市	防災安全課	0296-34-0411	0296-33-1941
龍ヶ崎市	危機管理課	0297-64-1111	0297-60-1583
下妻市	消防交通課	0296-43-2119	0296-43-4214
常総市	防災危機管理課	0297-39-6000	0297-23-1848
常陸太田市	防災対策課	0294-72-3111	0294-72-3002
高萩市	危機対策課	0293-23-2215	0293-24-0636
北茨城	総務課	0293-43-1111	0293-43-1108
笠間市	総務課	0296-77-1101	0296-78-0612
取手市	安全安心対策課	0297-74-2141	0297-73-3450
牛久市	交通防災課	029-873-2111	029-874-0421
つくば市	危機管理課	029-883-1181	029-868-7582
ひたちなか市	生活安全課	029-273-0111	029-271-0851
鹿嶋市	交通防災課	0299-82-2911	0299-84-7759
潮来市	総務課	0299-63-1111	0299-80-1100
守谷市	交通防災課	0297-45-1111	0297-45-6526
常陸大宮市	安全まちづくり推進課	0295-54-1193	0295-52-0032
那珂市	防災課	029-298-1111	029-298-1357
筑西市	消防防災課	0296-24-2132	0296-22-5790
坂東市	交通防災課	0297-35-2121	0297-35-2140
稲敷市	危機管理課	029-892-2000	029-893-1571
かすみがうら市	総務課	0299-59-2111	0299-59-2130
桜川市	防災課	0296-58-5111	0296-58-5115
神栖市	防災安全課	0299-90-1149	0299-92-4917
行方市	総務課	0299-72-0811	0299-72-2174
鉾田市	総務課危機管理室	0291-36-7145	0291-34-9277
つくばみらい市	安心安全課	0297-58-2111	0297-58-8586
小美玉市	防災管理課	0299-48-1111	0299-48-3422
茨城町	総務課	029-240-7125	029-292-6748
大洗町	生活環境課	029-267-5111	029-266-3577
城里町	総務課地域防災室	029-353-7466	029-288-3113
東海村	防災原子力安全課	029-282-1711	029-270-4418
大子町	総務課	0295-72-1114	0295-72-1167
美浦村	総務課	029-885-0340	029-885-4953
阿見町	防災危機管理課	029-888-1111	029-887-9560
河内町	総務課	0297-84-6979	0297-84-4357
八千代町	消防交通課	0296-48-1111	0296-48-0161
五霞町	生活安全課	0280-84-3618	0280-84-1478
境町	防災安全課	0280-81-1308	0280-87-5872
利根町	総務課	0297-68-2211	0297-68-7990

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

Q 避難確保計画の作成と避難訓練の実施の義務が課される施設とは、具体的にどのような施設なのか。

A 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられるのは、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある施設で、水防法第15条第1項第4号又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に基づき市町村地域防災計画にその施設の名称及び所在地が定められた施設となります。具体的にいかなる施設を要配慮者利用施設として市町村地域防災計画に定めるかは、施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて各市町村において個別具体的に判断していただくこととなりますが、想定される要配慮者利用施設の例を「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成29年6月19日国水政第12号）において示しています。

Q 避難確保計画の作成等は要配慮者利用施設の管理者と所有者のどちらに求めるべきなのか。

A 一般的には避難確保計画の作成等は施設の管理者が行うことを想定していますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合など、複数の要配慮者利用施設を一体として施設の所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいと考えられる場合等は、施設の所有者に対してこれを求めることができます。

Q 一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、それぞれの施設を市町村地域防災計画に定めたくうえで避難確保計画の作成等を求めることになるのか。

A 基本的にはそれぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成等を求めることになると考えておりますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能です。

Q 避難確保計画は各施設が既に作成している「非常災害対策計画」や「消防計画」に必要な事項を追記することで作成可能か。

A 避難確保計画は、消防計画等の既存の計画に水防法施行規則第16条又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の2に定める必要事項を追記することで作成可能です。詳細は「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」及び「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を参照してください。なお、既存の計画に追記して避難確保計画を作成した場合も、水防法又は土砂災害防止法に基づく市町村への報告が必要となります。

Q 要配慮者利用施設の管理者は訓練を実施した旨を市町村に報告する必要があるのか。

A 訓練は避難確保計画に基づき実施されるため、訓練の実施自体の報告は法律上義務付けられてはいませんが、訓練の実施は要配慮者利用施設の避難確保において極めて重要であることから、市町村において実施状況をフォローいただくようお願いします。

Q 避難確保計画作成等に関する事務は市町村の防災担当部局において担うべきなのか。

A 水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成や避難訓練の実施に関する事務は、一般的には、これらの法律に基づく事務を担当する市町村の防災担当部局が担うこととなると考えております。

ただし、避難確保計画は同時に介護保険法等の事業法に基づく「非常災害対策計画」等でもあることが想定されるため、実効的な取組の推進のため、社会福祉施設や学校、病院等を所管する都道府県・市町村の民生担当部局等とも連携して取組を推進して頂くことが必要だと考えております。防災担当部局と民生担当部局の役割分担については、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」においてモデルを示しています。

Q 避難確保計画を作成しない施設への「指示」及び「公表」はどのように行うのか。

A 水防法第 15 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づく「指示」及び「公表」の具体的方法は市町村において地域の実情に鑑み適切にご判断頂きたいと考えておりますが、例えば、期限を定めて避難確保計画を作成することを求める「指示」を行い、一定期間経過後も同計画を作成しない施設についてはその施設名をホームページ上に掲載する等の方法により「公表」することが考えられます。